

第 1 2 回自治基本条例を考える会議 第 2 分科会（議会・執行機関）

1 地方公共団体の組織機関の概要

（１）議事機関と執行機関との関係

議事機関と執行機関との関係には、議院内閣制と二元代表制の 2 つのタイプがある。

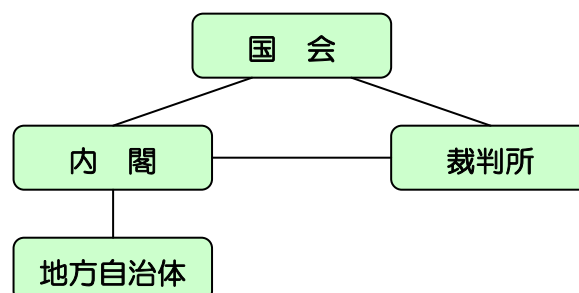
* 議院内閣制＝ 行政を担当する内閣が、民主政治によって選出された構成員による議会によって形成され、その存立が議会に依存する制度。

* 二元代表制＝ 議決機関の議会と地方公共団体の長が直接に住民の選挙で選ばれ、それぞれが住民に対して直接責任を負う制度。

◎二元代表制と議員内閣制の相違

二元代表制	議員内閣制
地方議会 ・ 議員は、住民の公選	国会（立法） [定義]国民を拘束する成文の法律を定立する作用 ・ 議員は、住民の公選
執行機関 ・ 執行機関の長は、<u>住民の公選</u> ・ 長は補助機関として、副市長、助役を任命	内閣（行政） [定義]すべての国家作用のうち、立法作用と司法作用を除いた全ての作用 →国防、治安維持、外交、社会福祉など広範にわたる活動を担う。 ・ 内閣総理大臣（内閣という合議体の長）は、国会議員の中から、<u>国会が指名</u> ・ 首相は、国務大臣を任命
× （司法権に該当する権限はない）	裁判所（司法） [定義]法律を具体的に適用して、それを裁定する作用
共に住民の代表機関である議会と長が、互いに抑制と均衡と通じて、民主的な政治・行政が行なわれることを期待するシステム	国家の権力を性質に応じて分け、それぞれを別個の機関に分散させることにより、相互に監視しあって抑制・均衡を図り、もって権力の集中・濫用を防止し、国民の政治的自由を保障させようとするシステム（三権分立）

* 行政とは、行政府（日本では内閣とその統轄下にある行政機関）が行う作用の全体をいう。



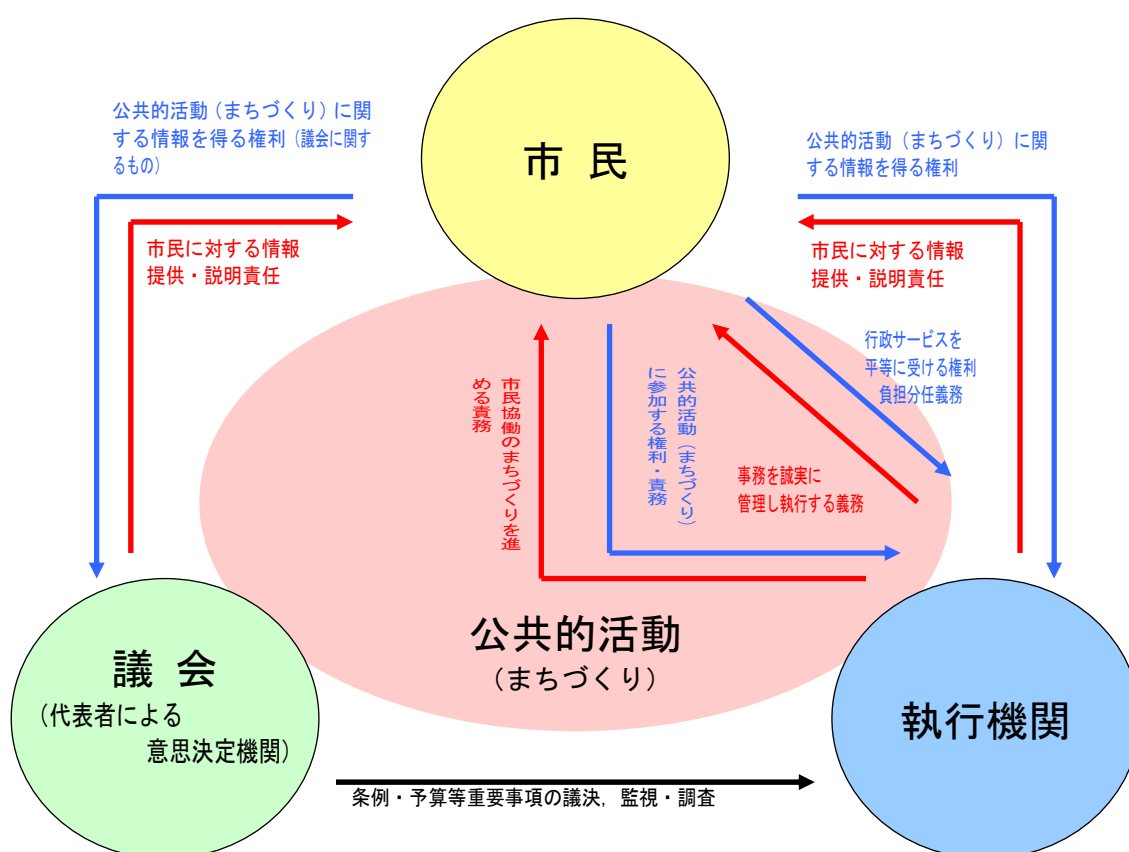
(2) 地方公共団体の採用する制度原理

地方自治においては、二代表制を採用している。

二代表制を採用している理由は、以下のことがあげられる。

- ① 議会の議員と執行機関の長をいずれも直接公選とし、その選任に住民の意思を直接反映させることにより、より民主的な政治・行政を期する。
- ② 議会と長とが、それぞれ独立の立場において相互に牽制し、均衡と調和の関係を保持して、公正で円滑な行政運営を図ること。
- ③ 長を議会から独立させ、一定期間の任期を保障することにより、計画的・効率的な行政運営を実現すること。

これにより、両者は、地域住民の意思を尊重し、住民の福祉向上を目指して、それぞれに与えられた権能を、相互の抑制と均衡を保ちながら発揮させようとするものである。



※ 詳細は、別紙による。

2 議会について

(1) 定義

地方議会とは、住民の直接選挙によって選出される議員をもって構成される議事機関をいう。

【根拠法令】・憲法第93条第1項 ・地方自治法

(2) 議会の権能

- ・ 住民の代表機関として、議事機関として、地方公共団体の主要な意思決定を行なう。

(例) 条例の制定・改廃、予算の議決 など

- ・ 執行機関の行政運営を民主的に監視し、牽制する。

(3) 議会の地位

二元代表制の採用により、地方議会の地位は、執行機関と独立対等の立場に位置付けられ、議事機関と執行機関の両者が全体として自治権の最高機関となっている。

3 執行機関について

(1) 定義

独自の執行権を有し、担任する事務については、地方公共団体としての意思決定を自ら行ない、外部に表示することができる機関をいう。

具体的には、地方自治体の長、執行機関内部の職員及び行政機関をいう。

【根拠法令】

- ・ 憲法第93条第2項

- ・ 地方自治法第96条、第138条の2 参照

→ 96条において、議会が意思決定できる事項が限定的に列举されている。

議会がする意思決定事項以外は、執行機関が意思決定を行なう。

(2) 執行機関の機能

- ・ 議会の意思決定した事項について、執行を行なう。
- ・ 執行機関の権限に属する事項については、自ら意思決定し、これを外部に表示し、執行する。

(3) 執行機関の地位

二元代表制の採用により、地方議会の地位は、執行機関と独立対等の立場に位置付けられ、議事機関と執行機関の両者が全体として自治権の最高機関となっている。